

別表

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
原判決挙示の国公法規定	任用における能力実証の原則	免職について法定事由を要する規定	競走試験	競走試験除外の選考	意に反する降任等	懲戒事由としての非行	服務が法令に従い上司の命令に忠実であるべき規定	職務信用毀損行為の禁止	秘密を守る義務	職務専念義務	政治的行為の制限	私企業への参加禁止
地方公務員法	一五条		一七条三、四項	右同	二七条二項	二九条一項各号	三二条	三三条	三四条	三五条	三六条但地公労 法でこの規定除 外	三八条
日本国有鉄道法	二七条				二九条		三二条			三二条二項		
日本電信 電話公社法	二九条				三一条		三四条			三四条二項		
日本専売公社法	二〇条				一二条		二五条		一六条	二五条二項		